



Title	『弁内侍日記』作者の執筆意識：天候記事をめぐって
Author(s)	阿部, 真弓
Citation	語文. 1993, 61, p. 11-20
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68860
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『弁内侍日記』作者の執筆意識

——天候記事をめぐって——

阿部真弓

『弁内侍日記』は自照性という評価基準にかけられ、平安時代の日記文学に比して、文学性に乏しいものとされてきた。作品論も多くなく、またその数少ない論文ですら、池田亀鑑氏が作品の明るさの理由を弁内侍の性質に求められ、「微笑の文学」と位置付けられた高論の枠から出たものは、ほとんど皆無であった。

しかし、昭和五十年代に至って、『弁内侍日記』研究も一つの転機を迎えたと思われる。池田氏による評価の呪縛からようやく解き放され、平安期の日記文学との比較によって論じるのではなく、作品独自の存在意義を理解し、認め、位置付けていこうという試みがなされ始めたのである。過去の研究の影響力は大きく、未だ明確な解答を得たとは言いがたいところであるが、『弁内侍日記』研究は、ここ数十年にしてようやく始まったのだと言っても過言ではないだろう。

私も今まで、自照性イコール文学性といった、これまではほとんど無批判的に行なわれてきた評価に対して疑問を抱き続けており、中世という時代における「日記」の「日記文学」たる本質を再検討し、作品を位置付けていきたいと考えている。

まず、そのための一つのアプローチとして弁内侍の執筆意識の解明に努めたい。拙論では、天候をめぐる表現、またそれと連関した問題として月の描写に注目し、古記録に見える天候記事とも照合しつつ、その表現方法について考察を行なうこととする。

一

『弁内侍日記』において、散文中に、晴、雨、雪、霰、風など天候を示す語句を含む章段は二八段ある。⁽²⁾ 本節では、この作品における天候記事の意義について検討していきたい。

本作品は日次の記の体裁をとっており、記録的な態度が窺えるとの諸氏の御指摘があるが、『弁内侍日記』における天候記事は古記録にみられるそれとは、記述意識が根本的に異なると思われる。⁽³⁾

①四月一日、平野のまつりなり。(中略) 松の木かげ風すどしくふきて、けいきおもしろく侍しかば、弁内侍

よろづ世と君をぞいのるちはやぶるひろの松のふるきためしに

(第三段)

②十九日より金輪法、てんちさいへんなどはじまるべしとぞきこ

えし。奉行藏人侍従むねまさ。おりしもあらはれはげしく、さへたるけいきいとおもしろくて、弁内侍

やをよろづいのるしもあらはれてあられたまぢるかすも見えけり
(第十二段)

③ゆうき方の女く所は、こうたうの内侍也。このほどの雪さえとをりたるよもすがら、こと引あかし給ふときしも、ことにいみじくおぼえて、弁内侍

よもすがらのべのしらゆきふることも千世まつかぜのためしにやひく
(第十七段)

④廿二日の暁、官庁へ行幸なり。ことにさむくてゆきさへこほりたるに、あからさまにしつらひたる御所なれば、大そうの御屏風のすきまの風に、雪のちりくるもいとおもしろし。(中略)あらしはげしくふきて、へだての屏風つゞきてたをれにしかば、わたどのまでみわたされたるはれ／＼しさかぎりなくて、弁内侍

へだてつる風のたよりもをしなべてさらにぞとよのあかりなりける
(第二十段)

⑤七日、白馬の節会也。はるの日かげもうら／＼かなるに、ないべんのよそをいゆ／＼しくみえしかば、弁内侍

とねりめす春の七日のひのひかりいくよろづ代のかげかめぐらん
(第三三段)

以上、二重傍線を付して示した如く、天候記事は後統の和歌と直接的、間接的関係を持っており、詠歌の舞台設定に深く関与していることが理解できる。『弁内侍日記』は、第一一七段の内容や和学講談所本が『後深草院弁内侍家集』という内題を持つこと等からも

わかるように、私家集の性質をも帯びた作品であり、各章段の散文部分は詞書という見方もある。『弁内侍日記』における天候記事は、決して記録的意識から叙述されたものではなく、あくまでも歌の「詞書」の一要素として存在していると考えられよう。

ここで重要なのは、こうした章段にみられる和歌のほとんどが慶賀性に富んだものとなっていることである。換言するなら、作者は、和歌という形態をとった祝詞のための環境設定に、天候という自然現象を意図的に利用していると推察されるのである。

さて、天候記事と言えば第二段が内包する問題を避けて通ることはできない。

⑥三月十一日、官庁にて御即位。^{後深草}はるの日もことにうら／＼かなりしに、さま／＼のぎしきども、いはんかたなくめでたし。

(第二段)

『弁内侍日記』では、後深草天皇即位の日の天候は二重傍線部のように書かれているが、他の記録を見ると、例えば『平戸記』には、自夜前天陰、夜半降雨、臨曉雷鳴、大鳴雨三聲、雷雨不休、(中略)猶豫之間、已及辰斜、然間雨脚漸止、及已剋陰雲有隙、日景間照、及午刻時々又微雨、未後天晴、但自朝大風、人家多破損

とあって、弁内侍が天候を改変したことが窺える。小林智昭氏はこれを弁内侍の無心なる魂による純化とされたが、松本寧至氏は宮廷を寿ぐべき内侍としての職掌意識によるものと指摘しておられ、私もそれに賛同するものである。『弁内侍日記』は、一見、事実を列挙しただけの日記にみえるが、実は厳密な意味での記録性を追求しようとした作品ではない。中古女流日記文学より公式記録の色が濃

いとはいえ、現実とは一線を画した作品世界を形成しようとする作者の執筆姿勢が、この第二段から導き出されるのである。その際、場の構成要素として、天候という事象をとりわけ重要視していたことが看取でき、そうした点において、⑥と①〜⑤の章段とは基底で通じ合っているものと理解できる。

また、宮廷を讀めるためにはやはり好天候が舞台設定として最良であるとする弁内侍の認識もここに窺い知ることができるのだが、しかし、作品中には①〜⑤のように、雪や霰、強風など悪天候の記事が散見されるのも、また事実である。つまり必ずしも記録性を重視しない姿勢をとっておきながら、一方では天候を操作せず悪天候を記す場合もあるのである。

その理由の一つとして『弁内侍日記』中の一見荒涼さを感じさせる景物は、今関敏子氏が指摘されているように、弁内侍にとって「宮廷の儀式、行事の価値の重さ、神々しさをより際立たせる背景」であり、またそれは中世の美意識と無関係ではなかった⁽⁸⁾ということがあげられるだろう。先述の如く、『弁内侍日記』は私家集の要素も含んでいる作品であり、雪や霰などといった天候への着眼は、弁内侍の歌人としての一面がなす行為であつたらう。しかし、第二段に示される、弁内侍の天候に対する鋭敏な感覚とは矛盾を来し、これだけでは十分な回答を得たとは言い難い。作者が作品中で、内侍としての公的立場と歌人としての私的性情の間に、いかなる妥協点を見出し、解決しているのかを考える必要がある。

そこで注目したいのが、悪天候に対する弁内侍の評価である。例えば②では、霰に対して、傍線部「さえたるけいきいとおもしろくて」という感想を付加した上で、この天候を詠み込み、場を寿いだ

歌を後述している。また④では、強風のあまり屏風が倒れるというかなり悲惨な状況にもかかわらず、「いとおもしろし」「はれ／＼しさかぎりなくて」という寸評を付し、風を詠み込んだ慶賀的な歌を詠じている。つまり、宮中を寿ぐには適さないが、自己の美意識からは関心を示さずにいられないような天候を叙述する際には、まず散文中にプラスの評価を挿入して、マイナスのイメージを払拭してしまい、その上で悪天候をモチーフとする宮廷賛美の歌を配置するという構成をとっているのだと考えられる。

負の印象を与えるものに対する弁内侍のこうした肯定的な評言は、これまでは作者の明朗な性格や美意識と直結させて考える傾向があった。しかし、先述の如く、弁内侍は天候に関してはきわめてデリケートであり、宮廷賛美の状況にそぐわないものについては、意図的な操作をも厭わないことを看過してはならない。理由を弁内侍の性向のみに帰するべきではなからう。歌人としての視点と内侍という職掌意識との相克に対して編み出された有効な解決法、宮中賛美のために周到に用意した表現方法の一つであると解釈すべきである。また、弁内侍の感情、評価を表す語彙は少なく単調であると指摘されてきたが、それは作者の表現能力の限界を示すわけではなく、そうした語は負から正への転換という役を担って挿入された一種の記号であつたためだと理解され得る。

悪天候を好印象の状況にすり替える方法は、これのみではない。右の例は、祝詞である和歌を配置する前段階で弁内侍自身の評語によってプラスへの転換を行なっているものであるが、以下に掲げる章段ではそれを敷衍し、より発展させた方法をとっている。言うなれば、悪天候という状況そのものを逆に利用することによって、宮

廷を賛美していると看取できる例である。

⑦七月七日、きかうでんの夜、頭中将まさいあ事も奉行す。あさがれぬにて、こうたうのないし、ことぢたてられて、ちとかきならしていだされしこそ、いとおもしろかりしか。頭中将奉行がらにやこよひの雨もしめやかにふるなど人／＼おはせらるれば、少将内侍

しめ／＼とこよひのあめのふるまひにぶぎやうの人のけしきをぞしる

など申せば、大納言殿ことにけうじてわらひたまふもおかし。

(第八段)

⑧ことに風ふきさえておそろしきほどなりしに、奉行奉行カ弁ちかより「うちの／＼風に吹すゑらる／＼心地してたえがたくて、つや／＼ものもいはれず。けさよりぎやうじ所へのかぜにふかれて何事もおぼえず。かゝるたへがたきことなし」とふるひ／＼いはるるもまことにことほりとをかしとおぼえしに、女官ども「弁殿こそまいらせたまひたれ」とて、ひしとならびゐて、「そめくさなにかさがりて、御事かけはてなんす」とこゑ／＼申侍しかば、「すべてふるはれて、ものもいはればこそ」とありし、をかしくて、少将内侍

ことのはもおもふにさこそなかるめ吹とふくよの風のけしきに

(第十八段)

⑨神なりて、いとおそろしかりしに、御所はあさがれぬにわたらせおはします。六位のつるうちめすほど、たきぐちのくやくがゆみめして、冷泉の大納言殿、つるうちしたまふ。神のなるをとに、いみじくてうしのあひてきこゆる。「たゞいまは壹越調

ならん」とすけやすにふふきて、ならさせてきかせ給へば「まことにそのてうしなりけり」とてこうたうのないし殿もけうじ給。いとおもしろくて、弁内侍

もの／＼ねをひきもならさであづさゆみをしてしらべをいかにしるらん

(第九六段)

⑦の寛元四年七月七日は「こよひの雨」と悪天候であったが、弁内侍は人々がこれを「しめやかに」と好意的に評価していることをまず提示する。その後、天候を端緒にした少将内侍の当意即妙の歌を引き出し、人々がそれに「けうじてわらう」という情景を、弁内侍は映し出している。⑧では「風ふきさえて」とあり、かなりひどい風であったことが章段中より窺われるが、弁内侍は藤原親頼と彼をとりまく女官たちの賑やかな様子を叙述し、それを「をかしくて」と評するとともに、少将内侍のユーモアのきいた歌を添えていく。また⑨でも「神なりて」とあるが、それも物かは、雷の音、弦打ちの音に笛を合わせ、それに興じる人々の明るい、機知に富んだ様子が描かれている。これらの章段ではマイナスの環境下であるだけに一層人々の快活さは輝きを増す。弁内侍は、悪天候の中でも、華やかさを失わない、活気に満ちた宮廷の状況を鮮やかに構築してみせるのである。

作者が悪天候を記述したのは、天候操作を行なうよりはその状況を巧みに利用した方が、歌の妙味を引き出すという点においても効果的な結果をもたらすと判断したことによるものであろう。弁内侍は操作の代わりに、それぞれの状況に応じ、きめこまやかに配慮した描写をもって、宮廷の栄華を損なわぬよう努めているのであった。こうした作者の営為は評価すべきものである。

天候をもつて宮廷を寿ぐスタイルは、主として作品執筆開始直後に好んで使用したもののようである。一年あたりの章段数はそれぞれ三十前後とさほど変動はないのであるが、散文中に天候を記す章段は、寛元四年には十二段あったのが、五年（宝治元年）は四段、宝治二年は〇段、三年（建長元年）は三段、建長二年は五段、三年は二段、四年には二段と年を追うごとに減少の傾向にある。^⑪

一方、弁内侍が宮廷賛美のために用いたもう一つの景物と考えられる月は、作品を通じて登場するようである。次節では、天候記事と月をめぐる問題について検討していきたい。

二

夜間の天候は、『弁内侍日記』の場合、月の記事と深い関係を持つ。夜間の記事を持つ章段は六五段あるが、その内、月の記述がある章段は今関敏子氏によれば五二段に及び、弁内侍の月への関心の強さが窺われる。

今関氏は、『弁内侍日記』における月の表現、形容について考察され、弁内侍が眼前に見える月を通して宮廷の栄華を讃えていることを指摘しておられる。^⑬私も氏の卓説に大略において賛同するものである。例えば、月を詠み込み直截的に宮廷を寿ぐ歌を有する章段は十四段あり、雪の四段、日、松、梅の三段を大きくひきはなしている。しかしながら、私は『弁内侍日記』における月は一元的な景物ではないと考える。

まず、本論の前提として月が宮廷賛美のための重要なモチーフであることを確認し、次にいかなる手法によって月という景物を効果

的に利用しているかを検討したい。^⑭

⑩ 四月十三日、りんじに内侍所へ使にたちて侍しに、こんらうをとをりて、ぎやうでんのだんのうへなれば、夜ふけてめぐる月のかげさやかに見えしかば、弁内侍

ますかどみくらぬみちにつかへてぞさやけき月のかげも見るべき

（第五段 寛元四年四月十三日）

⑪ 廿二日、官庁へ行幸ならんとて、かねて中宮の行啓なり。廿日より月まらいつるほどに、ふけてぞいらせおはします。（中略）きりみすのほどに、くら人の侍従むねまさか声にて「ゆゆしき月の光かな。しろすやうのころこそ思ひやられるれ」といふ。げにかぎりなく見ゆれば、弁内侍

かねて思とよのあかりのさむけさをましていかにとすめる月かな

（第十九段 寛元四年十一月二十日）

⑫ 十二月廿九日、仏名のよ、まいりたりしに、月いとさして面白し。（中略）上卿皇后宮権大夫もろく、きくもしらぬ仏の御名どもになのりつゞくるこゑく、まことに滅罪のやくもあるらんとおぼえて、弁内侍

まことにたれもほとけの数なれやなのりつゞくる雲のうへへ人

（第七六段 宝治二年閏十二月十九日）

⑬ 八月十五夜、二間にこうたうの内侍どの、少将、弁など、清涼殿の庭の月いとおもしろきをながめいだして侍しに、南殿のかたにふえ、びはのねきこゆ。（中略）すけやすがににとをりてきこえしかば、少将内侍

名にたかきこよひのそらの月かけにそへて秋風ぞふく

（第一四一段 建長三年八月十五日）

⑪では中宮の行啓の夜における清らかな月、⑫では仏名に趣を添える月に注目している。月は朝廷の公式行事を照らすばかりではない。⑩では内侍所へ使いに出的折に通過した歴代の御物をおさめる宜陽殿、また⑬では清涼殿というまさに皇室の象徴とも言うべき場において、弁内侍は月を仰いでいるのである。

散文部分における月の描写は、とりもなおさず好天候をも示し、またその描写は常に作者の肯定的評価を伴っていることから、それ自体宮廷賛美の装置と見做してよからうが、二重傍線を付して示したように、第一節で検討した天候記事と同様、詞書の一要素として和歌を導くという機能をも兼ねている。そして、これらの歌は、例えば⑩「ますかゞみくらぬみちにつかへてぞさやけき月のかげも見るべき」とあるように、月を景物として詠み込んだ、直接的また間接的な祝詞であることが理解できる。つまり、弁内侍の叙法は、散文中で晴れた月夜であることを明言し、引き続いてその月をモチーフとした祝詞を述べるという二段階の構成によって宮廷賛美を行なうもので、基本的には、天候記事での手法と類似した様相を呈している。

しかし、弁内侍の手法がそれほど単純なものではないということが、古記録と照合すると次第に明白となる。

ここで立ち返って、各章段の日付に拠り、それぞれ古記録を参看してみると、⑩の寛元四年四月十三日は、『民経記』（暦記）によれば、「終日大雨如沃」と一日中大雨が降り続いており、ようやく翌十四日の曙後に晴れたことが知られる。⑪の寛元四年十一月二十日は、『葉黄記』によれば「雪猶不休、洛陽及二尺、一条北邊及三尺、北山邊又過欒、驚目者也」と相当な大雪の日であり、翌二一日

も「雪降」とあることから、依然雪が降り続いていたとわかる。また⑫の宝治二年閏十二月十九日と二十日が悪天候であったことは、『岡屋関白記』の「十九日、天陰」、「廿日、雨降」という記事で知ることができ、⑬の建長三年八月十五日、翌十六日も、同じく『岡屋関白記』によれば終日雨であったという。

古記録に見える天候記事はごく簡略なものであるので、時刻によっては清かなる月がその姿を現わしていた可能性を完全に否定することはできない。しかし前節で提示した第二段の如く、事実を歪曲していることが明白な章段がある以上、これらの章段も弁内侍による操作がなされていると見做してもよいのではなからうか。つまり、宮廷賛美に適した状況を設定するためには作為的操作を厭わない態度がここにも投影されており、悪天候である事実を好天候へと転換させ、清澄な月を登場させるという営為を行なっていると考えられるのである。

ここで今一つ看過できないのは、右のことから、作者が月を、実際に天空に輝く存在としてばかりではなく、皇室を寿ぐための象徴的記号として認識していると推察されることである。今関氏は、弁内侍の月の形容表現が類型的であると述べておられるが、そのことは『弁内侍日記』における月が、必ずしも実景ばかりではなく、象徴的な景物であることを示す傍証ともなり得るだろう。作者の意識下においては、月とはや形而下の事象ではなく、象徴化されて形而上へとシフトしてしまっている。それは同時に、賛美の対象である宮廷も昇華した形に変貌を遂げていることを示すに他ならない。事実はともかく、作者にとっては宮廷は常に光輝燦爛たる場として映し出されるべき存在なのである。

ここにみられる弁内侍の営みは、第二段の件同様、作者が後深草天皇に奉仕する内侍であるということ、つまり後深草天皇の宮廷を寿ぐという職掌意識からくると考えられるが、事実を歪曲してまでも皇室を讃えるための場を構築しようとする弁内侍の姿勢はきわめて強固で積極的であるといえよう。

三

弁内侍がさまざまな手段を駆使して賛美する宮中も慶事ばかりではない。栄華を寿ぐべき職務でありながら、弁内侍は宮廷をめぐる不幸な事件にも目をむけることがある。この場合も、天候や月の描写に注目すると、それらは事件と密接に呼応しており、宮廷の栄華をでき得る限り損なう事がないよう、こまやかな配慮がなされていることが窺える。

⑭三月廿八日、教養嘉禎元年三月廿七日癸二十六 宣仁 嬪子四條院后洞院摂政殿の十三年に、せんるん門院御とし十九

御ぐしおるさせ給ふときしおりしも、あめふりて、いとあはれなりしかば、少将内侍のもとへ、弁内侍

たちなれぬころものうらやはるさめにはじめてあまのそでぬらすらん

返事、少将内侍

津のくにのなにはもしらぬ世の中にかかあまの袖ぬらすらん

(第四四段 宝治元年三月二十八日)

⑭の宝治元年三月二十八日は「あめふりて」とあり、『葉黄記』でもその天候は確認できる。雨は折しも、宣仁門院の出家の知らせが耳に入った時に降るのであるが、その悪天候は弁内侍の筆によって「いとあはれなりしかば」と情感あふれるイメージに変換される。

改めて設定された状況下で、弁内侍らは雨に事寄せ「たちなれぬ」、「津のくにの」の歌を詠ずる。海女を詠んだものであるが、出家し、尼となった女院のことを示唆していることは明白である。この段において、宮廷にもたらされた慶事とはいえない事件は春雨という情緒的環境に包み込まれ、和歌も表面上は出家という出来事に触れぬため、衝撃が緩和された形で描かれている。しかし、むしろ一層哀愁感は増し、そのため奥行のある空間が形成されることとなった。この手法を一步進めた叙法をとっているのが、月の描写が見られる次の二例である。

⑮八月十五夜、常磐井殿にて、院の御会侍しに、大宮大納言、万里小路大納言、藤大納言為家、権大納言言さねを、あもんのかみみちなり、吉田の中納言為経、ためうち、ためのりなど。(中略)

月はくもりがちにて、いとくちおし。この暁、御むろの御母みくしげどのうせさせ給ぬときこえしほどなれば、よろづものあはれなり。御連歌などもありき。「またみるかげのなかるらん」といふふる事の御くちずさみにきこえしも、いとあはれにて、弁内侍秋の夜のうきぐもはるゝ月はあれどまたみぬかげをたれしたふらん

(第五八段 宝治元年八月十五日)

⑯十九日、摂政かはらせ給とて、せんぎせらる。上卿二位中納言良教。職事頭弁顯朝、そうたてまつる程、おりしも月くもりがちにて、なにとなくものあはれなれば、弁内侍

はるゝよの月とはたれかながむらんかたへかすめるはるのそらかな

(第三四段 寛元五年一月十九日)

⑯は後嵯峨院の和歌会の記事であるが、「月はくもりがちにて」という記述が見える。この部分が「秋の夜の」の歌を導く構図をと

っている点においては、これまで述べてきた宮廷賛美の手法と同趣向と考えられる。しかし院の和歌会において、雲に陰った月は祝詞のための装置とはいえず、ましてや『葉黄記』には「十五日（中略）晴」、「十六日（中略）晴」と記録されており、実際には清澄に輝いていたであろう月をこのような姿で殊更明示するのは、『弁内侍日記』の中では異例といえる。

しかし、点線部「みくしげどのうせさせ給ぬ」という文辞によって、この章段における月の機能が理解される。後嵯峨院主催の和歌会という晴れの行事が行なわれている晩、後嵯峨院妃藤原公房女の訃報が襲ったのである。弁内侍は、その悲劇に対する緩衝材料、そして情感を深めるための装置として、「月はくもりがちにて」という状況を設けた上で、月に託して哀悼の歌を詠む手法をとっている。

⑩も同様の例であるといえよう。寛元五年一月十九日は『葉黄記』では「晴」、二十日も『摂関詔宣下類聚』には「晴」とあって、『弁内侍日記』の「月くもりがちにて」という天候と齟齬を来す。

この章段については、一条実経が摂政を罷免させられた事情を考慮にいれねばならぬだろう。この前年、鎌倉において名越光時と前將軍九条頼経が執権北条時頼の失脚を謀ったことが発覚、頼経が京都に追放されるのみならず、その兄一条実経にまで累が及び、鎌倉から彼の摂政免職の奏請があったのだった。「宮騒動」といわれる政変である。後嵯峨院を始め京では科なき実経に対して同情的であったが、鎌倉には逆らえず、この処置をとらざるを得なかった。

弁内侍としても宮廷にあって、天皇に最も近い人物に関するこの事件に触れぬわけにはいかず、かといって宮中を襲った暗澹たる事態を、そして鎌倉幕府に対する感情を明言することもならなかった

のであろう。苦慮の結果、「月くもりがちにて」と象徴的な状況設定を行い、実経への心情の片鱗とも見える「ものあはれなれば」という天候に対する評言を施した上で、陰りある月に事寄せて彼に対する同情を歌に詠んだ。作者は、宮廷に影を落とす事になった事件そのものと、弁内侍やまた宮廷の人々の心境、その両方を月に委託した形で表現するという方法を選択したのであった。今関敏子氏は『弁内侍日記』に於ける月には、作者個人の内面投影がな²⁰いと論じておられるが、位相をやや異にするとはいえ、以上の如く必ずしもその論に首肯できない側面が見えてくるのである。

このように⑩⑪において、弁内侍は作爲的な月を登場させている。第二節で、『弁内侍日記』における月は宮廷賛美の装置であるが故に、時には事実と反する姿で意図的に利用されていることを指摘したが、この二例のように宮廷の栄華を脅かす事柄を記述する必要性に迫られた場合にも、布石として雲に霞む月を登場させることによって、直截的表现をできうる限り回避しようと試みている。作者の意識下で宮廷という対象は不可侵の存在として象徴化されているために、記録性、写実性といった次元からは遠く隔た²¹ってしまっているのである。

清澄な月と曇天にはのめく月。二つの月は表面こそ相反する姿をしているが、ともに弁内侍の職掌意識に支えられた偶像である。もはや実相に拘泥しなくなっているからこそ獲得できた表現であるといえよう。しかし、矛盾するようではあるが、そこには弁内侍の心情が巧みに秘められている。逆説的に言えば、その一見荒削りな文章が、作者の内面をより雄弁に物語っているように思われる。

弁内侍の表現は、一見単純で拙劣なものとして映りがちであるが、

しかし作品世界は決して浅薄なものではなく、叙上の如く綿密なる構成に基づき深長な空間が創造されているのである。

四

以上、『弁内侍日記』における天候、また月に関する表現について検討し、古記録類に記された天候との照合等を通して、弁内侍の執筆意識の片鱗を窺った。

悪天候をも「おもしろし」などとする作者の現実肯定の評言は主として作者の無邪気さ、無垢の魂というところに帰着されること久しく、『弁内侍日記』は淡々とした、羅列的な日次の記と見做されがちであった。しかしこの日記は小品ながら、そのような単純な作品ではない。作者は歌人らしい一面を示したり、内面投影を行ないつつ、内侍としての姿勢を終止一貫として保持しており、極めて繊細で周密な策をはりめぐらせ、宮廷賛歌にふさわしい場の構築を行なっている。

作者は、再三にわたって宮廷賛美を繰り返す。そこが、表現が単調で観念的であると評される所以でもあるのだが、叙上の如く作者は決して描写に対する努力を怠っているわけではない。類型的表現を空虚なる形骸と皮相的に断じるのではなく、宮廷賛歌の記号として捉え直し、むしろ畳み掛けによる強調表現という作者なりの積極的叙法と、認識を改めるべきではないだろうか。

宮廷賛美をテーマにさまざまな方法を駆使していく原動力が、内侍としての職掌意識であることは間違いないだろう。ただし一口に職掌意識といっても、公的立場にあり、「他見を予想」⁽²⁾するが故に表現や題材に自律性が求められるという外的要請の面ばかりではなく、

社会情勢と連動せざるをえなかった作者の内面に光をあてることも重要である。

日記執筆当時は天変地異や火災などが多く、また鎌倉幕府との関係は比較的平穏な時期とはいえ、先述の宮騒動など朝廷の劣勢を否定なしに認識させる事件も少なくなく、依然として不安定な時代であることに変わりはいなかった。弁内侍は職掌がら、こうした危うげな動向を敏感に察知していたはずである。内侍という職務につく作者にとって、宮廷の変動とは即ち自らの存在理由の動揺をも意味するものであった。自己確立を求める内部衝動に駆り立てられた弁内侍は、宮廷の華麗さのみを書き綴り、揺るぎない恒久の理想世界を構築するという行為によって、自らの存在の確認を行ない、それを心の拠り所としていたのではないだろうか。これは現段階では推論の域を出ないが、しかし外的要請や作品の一貫性を求める文芸上の意識、ましてや当時の宮廷を覆う退廃的現実からの逃避という要因からだけでは、作品の基底に見える強固で緊張感ある姿勢や、それを保持していくエネルギーを説明することはできないのである。

弁内侍による作品世界は、文面から受ける印象よりもはるかに奥行きがあり、自己の内面をも投射してみせる含蓄深いものであった。『弁内侍日記』は自己観照というものさしでは測りきれない日記文学であり、拙論で述べてきたような弁内侍の営為は、そうした基準とは別の次元から評価していかなければならないだろう。表現の単純さにまでわされることがなく、一層丹念に読み込んでいく作業が、この作品を正当に評価するため緊要の課題である。

- (1) 『宮廷女流日記文学』第七章(至文堂、昭和二)。
- (2) 露、霜といった気象を除く。なお第一四〇段ほど(建長三年頃)から虫損が多くなるため、正確な章段数は把握しがたい。
- (3) 以下、『弁内侍日記』の引用は『校注 弁内侍日記』(今関敏子編、和泉書院、平成元)による。なお第一節の引用文中、二重傍線部は天候に関する記述、傍線部は天候をめぐる評言を示す。
- (4) 後嵯峨院主催の和歌会後の連歌に関して、院妃大納言三位より「このひぐさの御連歌思ひであったべし。そのよしのうたよみて家の集などにかゝるべし」との仰せがあった。その直後に弁内侍の和歌が記されているので、この日記が即ち「家の集」であることが知られる。
- (5) 引用は『大日本史料 第五編』(東京大学出版会)による。以下、古記録の引用は、右書による。ただし「葉黄記」寛元四年十一月二十日、二二日、五年一月十九日の記事については「史料纂集 葉黄記第一」(統群書類従完成会、昭和四六)による。
- (6) 「弁内侍日記ノートー法語とのかかわり」(『専修国文』15号、昭和四九・一)。
- (7) 『中世女流日記文学の研究』本論第三章(明治書院、昭和五八)。
- (8) 『中世女流日記文学論考』作品論第三章(和泉書院、昭和六二)。
- (9) 森田兼吉氏は『弁内侍日記』論一「弁内侍と少将内侍」(『日本文学研究』26号、平成二・十一)の中で、第八段、第十八段について「少将内侍の視点に立った、あるいは少将内侍の書いたものをほとんどそのまま利用したのではないかと推測」されておられる。御推論通りであるとしても、編集の際、弁内侍による内容検討が当然行なわれているはずなので、本論の主旨とは齟齬を来さないと考える。
- (10) 宝治二年は二段のみを有する。母親の死去により出仕していなかったためであろうと考えられている。
- (11) 注2に記したように、建長三年頃から虫損が多くなるため正確な数ではないが、傾向をとる上では特に問題ないと思われる。
- (12) 注8に同じ。
- (13) 注8に同じ。
- (14) 以下、第二節の引用文中、二重傍線部は月に関する記述、傍線部は月をめぐる評言、点線部は注目すべき宮廷関係の記事を示す。

- (15) 彰考館本には「廿九日」とあるが、群書類従本は「十九日」の本文を持つ。『岡屋関白記』によって伝名が行なわれたのは十九日であることが確認できるので、この日を閏十二月十九日と認定する。
- (16) この日の天候の齟齬については注6前掲論文にも指摘がある。
- (17) 注8に同じ。
- (18) 以下、第三節の引用文中、二重傍線部は天候、月に関する記述、傍線部はそれらをめぐる評言、点線部は注目すべき宮廷関係の記事を示す。
- (19) この事件を取り上げた理由は他にも考えられるのだが、それについては別稿(大阪大学古代中世文学研究会発行「詞林」14号掲載予定)に譲ることとする。
- (20) 注8に同じ。
- (21) 注7に同じ。
- (22) これについては注6前掲論文に詳しい。
- (付記) 本稿は平成五年一月十五日、平成四年度大阪大学国語国文学会で行なった口頭発表をもとにまとめたものです。席上にて、また論文作成にあたり、貴重な御教示を賜った諸先生方に厚く御礼申し上げます。

— 本学大学院博士後期課程 —